

1 就学前教育の取組

令和5年度 3月末

1-① 教育・保育内容の充実

【取組の指針】

一人一人の子どもの特性や育ちに応じた支援を行い、子ども自身が大切にされていると感じられるようなかわりを積み重ねるなかで、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの保育・教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
1	園内研修支援事業 (幼保支援課)	◇保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。 ◆園内研修支援(キャリアアップ研修を含む) ・幼保支援アドバイザー等派遣 178回 ◆ブロック別研修支援 (県内13ブロックで研修を実施) ・幼保支援アドバイザー等派遣 115回	○ブロック別研修支援や園内研修支援において、各園の研修テーマや課題に応じた支援を行うことにより、保育者の保育の質の向上につながっている。 ○ブロック別研修には、地教委を通して小学校側にも参加を呼びかけ、参加が実現されている。また協議へも参加することで、遊びの中の学びについて考える機会となり、保幼小連携・接続の充実に繋がっている。 ○ブロック別研修会を進めていく中で、学んだことを生かしたり、子供の姿を保育者同士で語る機会が増えたりしたと振り返っていた。継続支援の成果が現れている。 ●保育所保育指針等の活用については、園内研修や指導計画の作成、振り返りにおいて使っている園が増えているが、更なる活用を促していく必要がある。	園内研修支援事業 ・園内研修支援 (キャリアアップ研修を含む) ・ブロック別研修支援	ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善を行った園の割合 80%以上 (R4:80.0%)
3	基本研修 (幼保・教七)	◇子どもの人権に関わる観点における保育士等の力量を高める研修の実施。 ◇研修内容に不適切な保育に関する内容を組み込む。 ①「高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】」の活用 ②「スマイル(令和3年度改訂版)」の活用 ◆実施予定研修 ・新規採用保育者研修・保育者基礎研修ⅠⅡⅢ ・実施日:8月29日 ・保育者基礎研修Ⅱ ・実施日:6月2日 ・中堅教諭等資質向上研修[保育者]・ミドル保育者研修1年次 ・主任・教頭等研修ステージⅠⅡⅢ ・実施日:5月22日 ・所長・園長研修ステージⅠⅡⅢ ・実施日:11月17日	○研修後アンケートにおける評価 新採・基礎研修Ⅰ 理解度:3.9、満足度:3.9、新たな気付き:3.9 中堅教諭等研修Ⅱ 理解度:3.5、満足度:3.5、新たな気付き:3.5 ミドル1年次 理解度:3.5、満足度:3.4、新たな気付き:3.6 主任・教頭等研修Ⅰ 理解度:3.8、満足度:3.8、新たな気付き:3.7 所長・園長研修Ⅰ 理解度:3.7、満足度:3.7、新たな気付き:3.6 以上の結果から、様々な人権課題に対する知見を得ることができたとともに、日々の保育実践が人権教育に関わっていることや、保育者の人権感覚が子どもの育ちに大きく影響することに気付き、保育を振り返ったり見直ししたりする機会になったようである。 ●演習により、考え等を整理したり確認したりでき、新たな学びにも繋がるなど有効であると考え。身近な課題を取り上げるなど演習内容を工夫し、より実践に取り入れやすいものにしていく。	◇子どもの人権に関わる観点における保育士等の力量を高める研修の実施。 ◇研修内容に不適切な保育に関する内容を組み込む。 ①「高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】」の活用 ②「スマイル(令和3年度改訂版)」の活用 ◆実施予定研修 ・新規採用保育者研修・保育者基礎研修Ⅰ期 ・保育者基礎研修Ⅲ期 ・中堅教諭等資質向上研修[保育者]・ミドル保育者研修1年次 ・主任保育士・幼稚園教頭等研修ステージⅠ ・所長・園長研修ステージⅠ	・研修後アンケートにおける評価(理解度・満足度・新たな気付き)すべての項目が3.2以上 ・研修内容を実践に生かしているかを問う、研修成果アンケートでの評価が各キャリアステージにおいて3.2以上 (4件法)

1-③ 親育ち・子育て支援の充実

【取組の指針】
 子どものよりよい育ちのために、保護者の子育て力の向上を図るための支援や研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
9	親育ち支援啓発事業 (幼保支援課)	◇保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。	○各園の実態に応じた研修内容を園の担当者と相談しながら、各園のニーズに応じた研修を実施できた。 ○各園が保護者同士をつなげることの必要性を感じ、保護者研修を計画する園が増え、実施できた。	親育ち支援啓発事業 ・保育者研修の実施(園内研修支援) ・保護者研修の実施(園のニーズや課題に応じた講話・ワークショップの実施) ・親育ち支援担当者の配置 ・親育ち支援研修計画の作成	管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。 ・各園における親育ち支援担当者の配置率 100% (R5: 77.3%) 親育ち支援担当者のネットワーク研修参加率70%(R5: 45.7%)
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 実践や学習を通して、保育者や保護者が自らの人権意識を見つめ直し、より豊かな人権感覚を身に付けるため	◆保育者研修の実施(園内研修支援) ・親育ち支援アドバイザー等派遣: 52回 ◆保護者研修の実施(園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施) ・親育ち支援アドバイザー等派遣: 79回 ◆各園における親育ち支援担当者の配置率 : 99.6% ◆親育ち支援研修計画の作成率 : 77.3%	○5歳児保護者用リーフレットを就学予定の児童がいる全小学校に配付した。5歳児保護者がほぼ参加する就学時健診等での活用により、就学前に大事な子どもとの関わり方、学校生活の円滑な接続等への理解を促すことができた。 ●親育ち支援担当者はほぼ全園に配置されているが、担当者が役割を十分に理解し、研修計画に基づいた研修の実施や園内の親育ち支援の充実に向けた取組方法についての理解はまだ十分とはいえない。 ●親育ち支援年間研修計画を作成する園は増加しているが、研修のねらいを明確にして計画的に実施し、振り返りを行うことはまだ十分とはいえない。		

2-① 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

【取組の指針】
 教育活動全体を通じて、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりと自尊感情を育むための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-1	人権教育推進事業 ・人権教育研究指定校事業 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。	◇人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会等との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する。 ◆指定校2校(2年間指定)の支援 ・総合的な学習の時間における探究的な人権学習プログラムの作成・実践(1中学校) ・学校の特色を生かした教育活動全体を通じた人権教育についての研究・実践(1高等学校) ・指定校の校内推進委員会や校内研修、公開授業研究等に定期的に訪問するとともに、アンケートを活用し、研究推進の支援を行った。 ◆合同推進会議(5/9、8/3) ・研究指定校の実践発表や、「力のある学校と学級集団づくり」に関する講演、取組の改善に関する協議を行い、研究のさらなる充実と普及を図った。 対象：研究指定校2校の管理職・人権教育主任、その他参加希望者(15名) ◆指定校研究発表会(11/28、2/6予定) ・1中学校で研究発表会を実施。研究授業の実施と研究報告、アドバイザーによる講演を実施(参加者76名) ・1高等学校で研究発表会を実施予定。	○各校にアドバイザーを招聘し、校内研修や、授業研究において助言をいただくことで、研究の充実を図ることができている。(環境・学習・感覚) ○研究指定校において、人権が尊重された学校づくりに向けた組織的な取組が推進された。 ・教職員対象チェックリスト※()はR4の数値 「人権学習に関する授業研究が実施(計画)されている」(強肯定) 中学校：76.9%(61.5%) 高校：58.1%(36.4%) ○研究指定校において、生徒の自尊感情等の高まりに繋がる取組が推進された。 ・生徒対象アンケート※()はR4の数値 「自分のことが好きですか」(強肯定) 中学校：22%(22%) 高校：28.9%(21.1%) 「周りの人から自分が大切にされていると思いますか」(強肯定) 中学校：73%(58%) 高校：41.4%(31.7%) ○人権教育主任連絡協議会において、研究指定校の令和4年度の取組を報告し、県内に普及を図ることができた。 ○合同推進会議において、各校の研究や取組についての成果と課題を基に協議を行うことにより、指定校の取組の充実と県内への普及を図ることができた。 ○研究発表会において、研究指定校(1中学校)の総合的な学習の時間における人権学習を中心とした取組についての普及を図ることができた。	令和6年度の取組 ・文部科学省が行う人権教育研究推進事業を活用し、本県の学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図る。 ・令和6年度は中高連携を活用した研究校を指定しており、地域も含めた一層の人権教育推進を図る。	①人権教育に関する指導方法等の改善及び組織的な取組により、教科等における人権学習や人権が尊重された学校づくりの取組が推進されている。 ・教職員対象チェックリスト 組織的・計画的な人権教育の推進に関する項目の肯定的回答の割合増加 ②児童生徒の自尊感情、自己肯定感、人権意識の高まりが見られる。 ・生徒対象アンケート 自尊感情に関する項目の肯定的回答の割合増加

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
15	道徳教育協働推進プラン (小中学校課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てる。	◇学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。 ◆「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 ・小学1年生への配付(4月) ◆指導事務担当者会で、各市町村の道徳教育の取組について進捗確認(6月) ◆道徳教育パワーアップ研究協議会 ・「地域ぐるみの道徳教育」の推進として、学校の地域連携をテーマにした協議(7月開催 東・中・西の3地区で開催:242名参加) ◆「特別の教科 道徳」授業づくり講座 ・拠点校7校と指定校1校において、道徳科の時間を軸とした組織的な授業改革の推進 ・「個性の伸長」「生命の尊さ」「友情、信頼」などの教材を扱った講座の実施(12月末:567名参加)	○小・中学校とも、授業づくり講座などにおいて、「個性の伸長」や「生命の尊さ」などの指導過程を発信するなど、道徳教育の要である道徳科の授業の充実を図っていったことで、自尊感情等に高まりが見られた。とくに小学校については「夢や志」「いじめ」に関する項目などに高まりが見られた。(感覚) 〈R5年度全国学力・学習状況調査:道徳性が向上した項目〉 「自分には、よいところがある」 (前回比 小学校+4.0 中学校+0.2) 「将来の夢や目標を持っている」(前回比 小学校+2.1) 「人が困っているときは、進んで助けている」 (前回比 小学校+1.8) 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」 (前回比 小学校+0.2) ○道徳教育パワーアップ研究協議会において、学習指導要領の趣旨について県内小中学校に周知することができた。(環境・学習) 〈道徳教育パワーアップ研究協議会参加者アンケートより〉 「本協議会において、学習指導要領の趣旨(「道徳教育推進教師の役割について」「地域ぐるみの道徳教育の在り方について」「道徳科の授業づくりについて」等)について理解することができた。 ・東部 理解できた75.5% どちらかといえばできた24.5% ・中部 理解できた63.5% どちらかといえばできた34.7% ・西部 理解できた79.6% どちらかといえばできた18.4% ●中学校において、道徳性に低下が見られた項目があった。 〈R5年度全国学力・学習状況調査:道徳性が低下した項目〉 「将来の夢や目標を持っている」(前回比 中学校-2.5) 「人が困っているときは、進んで助けている」 (前回比 中学校-2.1) 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」 (前回比 中学校-2.2)	○道徳教育実践力向上プランに係る研修会の開催 ・道徳科教材研究力向上セミナー(4回) ・道徳科授業実践力向上セミナー(4回) 東洋町立甲浦中学校 大豊町立大豊学園 宿毛市立小筑紫小学校 高知市立一宮中学校 ○道徳科授業実践オープン講座 高知市立潮江南小学校 ○道徳教育パワーアップ研究協議会(7月31日開催) ○道徳科授業推進ティーチャー養成事業 ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙において、道徳教育(「自分にはよいところがある」「将来の夢や目標を持っている」「人が困っているときは、進んで助けている」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「人の役に立つ人間になりたいと思う」など)に関する項目の肯定的回答の割合が前年度を上回る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
17	ソーシャルスキルアップ事業 (高等学校課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 生徒の自尊感情、他者理解、人間関係調整力の向上を目指す	◇社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、より良い対人関係を構築し集団活動を円滑に行うことを目指した活動(仲間づくり活動等)や、教員と生徒とのコミュニケーションツールとなり得る学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細やかな組織的な指導の充実を図る。 ◆仲間づくりのための体験活動の実施 「仲間づくり活動」等の体験活動の実施:19校 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした仲間づくりのための合宿や体験活動を実施した。 ◆学習記録ノートの活用 22校において、生徒が日々の学習や行動を記録し、振り返ることで、自己管理能力の育成や自己理解を深める資料として、また、教員と生徒とのコミュニケーションツールの一つとして活用できている。 ◆キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の開催 中・高のキャリア教育担当者が一堂に会し、キャリア・パスポートの意義や全国の先進的な取組事例に係る講演の聴講を行うとともに、キャリア・パスポートの効果的な活用に関する協議を行った。	○新型コロナウイルス感染症対策による制限がありながらも、各校創意工夫をしながら仲間づくりのための体験活動を実施し、よりよい人間関係づくりにつなげることができる充実した活動が展開された。 ●各校の実情に合わせて、活動内容を精選しながらより効果的な活動につなげていく必要がある。 ○学習記録ノートの有効活用により、生徒の振り返りによる自己理解のみならず、教員と生徒が常時関わりをもつことができることから、生徒の容姿に気づき、早期対応ができたケースもあるなど、双方向でやりとりを行うことで生徒理解が促進されている。 ●生徒の実態に応じて一人一台端末を活用するなど、各校において生徒一人一人が自己理解を深めるとともに、自己管理能力を育む取組をさらに進める必要がある。また、教員がキャリア・カウンセリングの視点をもって生徒と関わることで、生徒理解を一層深める必要がある。 県オリジナルアンケート集計結果(R5第1回) 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答 1年生:93.0% 2年生:91.4% 3年生:90.6%	◆仲間づくりのための体験活動の実施 「仲間づくり活動」等の体験活動の実施 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした仲間づくりのための合宿や体験活動を実施 ◆通級・SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)に関する研修等 生徒のソーシャルスキルの向上を図るために、大学等の専門家を招聘し、支援の在り方や関わり方についての校内研修等を行う。また、校内の支援体制や先事例などの情報収集のため、先進校の視察を行う。	全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。 県オリジナルアンケート集計結果 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答:95%以上
19	特別支援教育セミナー (教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 障害特性等を理解して、指導・支援を行うためには、環境、人権学習の充実、人権感覚の育成すべてに関わって考えると考えられるため	◇インクルーシブ教育システムの構築を目指して、発達障害等のある幼児児童生徒に対し、障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る。 ◆特別支援教育セミナーⅠ 「ICTを活用した特別支援教育の在り方」 ・実施日:7月27日 ・受講者:135名(集合研修53名/ライブ配信研修82名) ◆特別支援教育セミナーⅡ 「検査結果から見る支援のあり方」 ・実施日:8月3日 ・受講者:98名(ライブ配信研修) ◆特別支援教育セミナーⅢ 「特性に応じた支援と学級でのユニバーサルな支援」 ・実施日:8月25日 ・受講者:119名(集合研修53名/ライブ配信研修66名)	○特別支援教育セミナーⅠ～Ⅲ受講者アンケート 「所属で具体的な支援に生かすことができる」全体平均3.62(4件法)であり、研修のねらいをほぼ達成できたと考えられる。 12月の追跡調査 ●「研修内容を日々の実践及び業務に生かすことができたか」の割合が76.2%であったことから、研修による学びを実践に活用できるよう、研修内容や研修方法のさらなる工夫・改善が求められる。 ●追跡調査の回答者は、通常学級(主、副含む)担当者が全体の約3割であった。そのため、インクルーシブ教育のさらなる進展のために、広報手段を工夫して、通常学級に関わる教職員の受講を促すことが求められる。	○特別支援教育セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲの実施 ・特別支援教育セミナーⅠ 「子どもの学びの多様性に寄り添うための指導・支援方法」 ・特別支援教育セミナーⅡ 「読み書き困難のある児童生徒へのICT活用による合理的配慮」 ・特別支援教育セミナーⅢ 「WISC-V検査結果と発達支援実践の橋渡し～つまずきの原因の理解と対応の提案～」 ○特別支援教育セミナー受講者に対する追跡調査の実施	・研修事後の追跡調査 「研修内容を実践に生かすことができた」に係る項目8割以上。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
20	いじめ防止対策総合推進事業 (人権教育・児童生徒課)	◇『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版の活用 ◆『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版を活用した取組を進めるため、校長会等でプログラムの活用について依頼予定 ◇校内研修の充実への支援 ◆生徒指導上の諸課題に対応した校内研修資料集を教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」へ掲載し、全小中高・特別支援学校に活用について依頼(7月予定) ◇スクールロイヤー活用事業 ◆学校における法的相談への対応 ◆法令に基づく対応の徹底 ◆校内研修の講師派遣・校内支援会等への参加 ・学校からの要請に応じてスクールロイヤーを学校等に派遣 (相談4件、研修9件、授業8件:12月現在) ◇高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会の開催 ◆いじめ問題対策連絡協議会 ・高知県いじめ防止基本方針に基づく取組及び関係機関等との連携等について (第1回 7月28日、第2回 2月5日実施予定) ◆いじめ問題調査委員会 ・1月16日実施予定	○校内研修資料集を教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」に掲載し、学校におけるいじめ、児童虐待、不登校、人権課題等に関する校内研修の充実を図った。 ○スクールロイヤー活用の充実を図り、円滑な事務手続きを可能とするため、研修講師やいじめ予防教育講師依頼の申請期間を2ヶ月前までから6週間前までに緩和するよう、本年度も実施要領の改定を進めている。 ○高知県いじめ問題対策連絡協議会において、各関係機関・団体との連携によるいじめ防止等の取組についてや、「高知県いじめ防止基本方針」の改定に向けた協議を行うことができた。 ●いじめ防止等の取組の充実を図るためにも、第1回の協議内容を各関係機関・団体の取組に反映させる必要がある。	◇『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版の活用 ◆『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版を活用した取組を進めるため、校長会等でプログラムの活用について依頼予定 ◇校内研修の充実への支援 ◆生徒指導上の諸課題に対応した校内研修資料集を教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」へ掲載し、全小中高・特別支援学校に活用について依頼(7月予定) ◇スクールロイヤー活用事業 ◆学校における法的相談への対応 ◆法令に基づく対応の徹底 ◆校内研修の講師派遣・校内支援会等への参加 ・学校からの要請に応じてスクールロイヤーを学校等に派遣 ◇高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会の開催 ◆いじめ問題対策連絡協議会 ・高知県いじめ防止基本方針に基づく取組及び関係機関等との連携等について (第1回 7月25日、第2回 12月2日実施予定) ◆いじめ問題調査委員会	○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCAサイクルにより検証、改善が進められている。 ・学校が『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合:教職員 100%、保護者・地域 80%以上(R6.3月集計) ・「学校いじめ防止基本方針」をPDCAサイクルで検証し改善した学校の割合:小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%(R6.3月集計)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
22	いのちの教育プロジェクト (保健体育課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 発達段階に応じた性に関する指導を充実させることにより、自分を、他人を、命を大切にできる児童生徒の育成を目指す	◇「性に関する指導の手引き」(令和4年5月高知県教育委員会)及び「指導用教材」の周知と活用及び外部講師派遣により各発達段階における性に関する指導の充実を図る。 ◆性に関する指導の手引きの活用の周知 ・各県立学校及び各市町村(学校組合)教育委員会へ冊子の活用について依頼(令和5年4月25日付け5高保体第85号通知) ・健康教育推進研修会(保健主事研修会)及び学校保健推進研修会(養護教諭研修会)並びに保健教育研修会にて周知 ◆外部講師派遣事業の実施 ・派遣校の募集と決定(4~5月) ・外部講師派遣(6月~2月) ◆保健教育研修会の開催 ・テーマ:特別支援教育における性に関する指導 ・7月31日、81名参加 ◆高知県性教育推進協議会の開催(8/28、2/8予定) ・外部講師派遣や指導内容等に関する協議	○外部講師による指導を実施する学校が増加した(R4:48校(56回)→R5:70校(85回))。また、指導を受けた児童生徒の感想からは、自分や他人の命の大切さを感じたり、自分も相手も大切にできる人との関わり方について考えたりできている様子がみられ、教諭等も今後の指導の参考とすることができた。 ○保健教育研修会において、特別支援教育における性に関する指導について講演を行った後、各学校での取組に関する課題や課題解決のための工夫について協議した。参加者からは、「集団指導だけでなく個別指導を行うことの重要性が理解できた」、「事後対応の個別指導ではなく課題となる行動を予防するために個別指導を活用していくことが大切だと思った」といった感想が見られ、特別な支援が必要な児童生徒に対する性に関する指導の考え方や指導方法について研修を深められた。 ●性に関する指導の手引き及び教材の活用の推進 ●継続的な性に関する指導の実施	◆性に関する指導の手引きを活用した計画的・組織的に取り組む性に関する指導の実施について周知 ・保健主事・養護教諭等を対象とした研修会において、手引きの活用と学校保健計画に位置付けた実施について周知 ◆研修会の開催(11/26予定) ・テーマ:生命(いのち)の安全教育及び子供たちから性被害の相談を受けたときの対応方法・支援体制 ・講演及び協議 ◆高知県性教育推進協議会の開催(年2回予定) ・外部講師派遣や指導内容等に関する協議	○性に関する正しい知識を身につけ、自他を思いやり尊重できる児童生徒、適切な意志決定や行動選択ができる児童生徒を育成する。 ・性に関する指導年間計画作成率 60.0%(R2:56.7%、R3:65.6%、R4:72.2%)
24	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 いじめや暴力行為などの未然防止・いじめ、不登校の問題を解消するための取組・課題解決のための関係機関との連携 他。	◇児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー(SC)や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置して、相談支援体制の充実を図る。 ◆SC及びSSWの配置 ・全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 ・アウトリーチ型SCの配置:11市 ・配置人数 SC:92人 SSW:77人 ◆支援力の向上や効果的な活用 ・事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月) ・SCを対象とする研修 新規採用研修(4、8月) SC等研修講座(6、7、10、11、12月) ・SSWを対象とする研修 初任者研修(5、10月) ・相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会(8月)	○SC及びSSWの配置 おおむね計画どおりに配置ができた。 ●各学校、SC・SSWの支援力向上の充実が必要である。 ●校内支援会でのSC、SSWの活用状況を把握する必要がある。	・児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー(SC)や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置して、相談支援体制の充実を図る。 ・SC及びSSWの配置 全ての公立学校へのSC及びSSWの配置	○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。 ・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小学校100%、中学校100%、高等学校100%(R6.3月集計) ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校90%以上、中学校95%以上、高等学校100%(R6.3月集計)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
25	心の教育センター相談支援事業 (心の教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実を目指す。	◇高度な専門性を有するスクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、不登校やいじめなど、子どもの教育に関する悩みや、発達上の課題、行動上の課題等、教育課題に関する相談を一元的に受理し、学校や関係機関との連携の基で、課題の解決まで寄り添う「ワンストップ&トータルな支援体制」を構築する。 【心の教育センター相談活動の実施】 ◆相談への対応 ・来所・出張相談 受理:241件、延べ:1,149件 ・電話相談 452件 ・Eメール相談:43件 ・こうち高校生LINE相談 320件 ・土日開所 延べ:201件(51日開所) ・東部・西部開室 延べ:17件(52日開室) ◆広報活動の実施 ・チラシの配付(県内すべての児童生徒、関係機関等) ・さまざまなチャンネルへのYouTube掲載 ・テレビ、ラジオの読み上げ ・各種研修会での周知 ・広報誌への掲載(夢のかけ橋、さんSUN高知、新聞等) 【関係機関、市町村教育支援センターとの連携強化】 ◆市町村教育支援センターへの支援 ・支援訪問 24市町村(年2回) ・連絡協議会(第1回:5/31) ・ブロック別研修会(10月、4地区) ◆関係機関連絡協議会の実施 ・第1回:7/14、7機関参加(全9機関)	○本年度も継続して、第1・第3土曜日、第5を除く日曜日を開所するとともに、東部相談室(毎週木曜)、西部相談室(毎週火曜)の開室を継続し、利用者にとっての利便性の向上に努めている。 ○こうち高校生LINE相談について、本年度は通期開設とすることで、より利用しやすい相談窓口にすることができた。 ○緊急度が高いと思われるケースについて、人権教育・児童生徒課や児童相談所と連携を図りながら、見守りや対応を行うことができた。 ○保護者等のニーズを大切にしながら、学校等との連携を進めることで、支援の充実を図ることができた。 ●教育相談を必要とされる方に行き届く広報の在り方について、今後も模索する必要がある。 ●心理的なケアについては十分提供できていると考えるが、来所者のニーズは多岐に渡るため、それらを早期に把握し、適切な支援につなぐことができるよう、受理の流れ等について検討していく必要がある。 ●関係機関や教育支援センターとの関係づくりが進みつつあるので、今後さらに日常的な連携につながるよう、研修会等の在り方をさらに充実させていく必要がある。	・相談につながった経路を分析し、効果的な広報の在り方(媒体、時期、方法等)について検討し、相談を必要としている人に届く広報の充実を図る。 ・児童生徒や保護者への相談支援活動を推進していくとともに、SC・SSWの専門性向上のための研修等の実施を進めていく。(ケース検討会の実施、SVによる助言、医療従事者との情報交換 等) ・心の教育センターに相談支援コーディネーターを配置し、多様な課題に対応できる体制の充実を図る。 ・教育支援センター連絡協議会や訪問等の機会を通して、各所属の実践を把握すると共に、支援センターが参加できるオンライン交流活動を実施する。	◆心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、不登校やいじめなど子どもを取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・広報活動の充実を図ることで、相談件数の増加を目指す。 ・土曜日・日曜日開所における相談対応件数:1日あたり4件(R4:3.6件) ※土日はSC1名体制 ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率:95%(R4:100%)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
27	校内支援会サポート事業 (心の教育センター)	◇生徒指導上の諸課題の早期解決を図るために、各学校において定期的に実施している校内支援会が、支援を必要とする児童生徒に対して組織的かつ計画的な支援が充実するよう、心の教育センター指導主事及びSCによる訪問を通して支援を行う。 ◆重点支援校の指定 6校(5小学校、1中学校) 室戸小、元小、土居小、夜須小、高石小、室戸中 ◆重点支援校への支援訪問(指導主事、SC) ・校内支援会 20回 ・校内研修 7回 ・見立てに基づいた支援の割合 85.4%(全41ケース)	○指定終了後も学校の主体的な取組として継続するよう、年度当初に各校に重点を定めてもらい、学校や支援者の自己決定を大事にした支援訪問を行うことができた。そのことにより、各校の実情に応じた役割分担や支援会の進め方などが検討され、体制の充実が図られつつある。 ○本年度は、支援会訪問に加えて校内研修を実施することで、個に応じた配慮を含む、すべての子どもが安心して過ごすことができる集団指導の在り方について、考える機会を持つことができた。 ○支援訪問の際には、学校配置SC及びSSWの参画が進むよう働きかけることで、支援会における専門職の発言も増え、その内容からも日常的な連携が進んでいることが推察される。 ●支援会の進め方や支援シートの様式等については、支援体制の現状分析を踏まえて、学校のニーズに応じたものを提案していくことが重要となる。指導主事等の学校支援にかかる支援方向上に、今後も努める必要がある。 ●若年教員の増加等により、各校とも教職員への支援が必要となっている。役割分担の偏りや支援の抱え込みにより一部の教職員が疲弊することの無いよう、未然防止を含む組織的な支援体制の在り方について、さらに模索する必要がある。	・学校支援の在り方について、学校の実態に基づいて、指導主事を中心に助言・支援を行う。 ・学校配置SCや学校担当SSW、アウトリーチ型SCと連携した支援が充実するよう、学校支援を行う。 ・定期的な所内ミーティング(学校支援やケースの検討)を行うと共に、SCSV等に助言を得ながら学校支援の充実を図る。	◆校内支援会において、SC等からの助言を取り入れた見立てに基づいた支援方法が検討、実行されている。 ・重点支援校における支援会において、SC等の見立てに基づいた支援の方向性が検討された割合 79.5%(R4:83.1%)
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実を目指す。				
51	個別最適な支援をつなぐ 校区内連携事業 (人権教育・児童生徒課)	◇「校内サポートルーム」を配置した中学校区の小学校へ個別最適な支援担当教員を配置することで校区内の連携を強化し、支援が必要な児童生徒の状況に応じた個別最適な支援が小学校から中学校へ円滑につながるための効果的なモデルの在り方について実践研究を行う。 ◆個別最適な支援担当教員の配置と役割の周知 ・個別最適な支援担当教員:11校(4月) ・配置校と所管の教育委員会への訪問(4、5月) ◆「不登校対策チーム」による支援 ・「不登校対策チーム」の訪問(4、5、10月) ◆不登校対応に関する研修の充実 ・第1回不登校担当教員スキルアップ研修(7月) ・校内研修資料(不登校の予防・対応のために)を学習支援プラットフォームに掲載(7月)	○配置校へ訪問し、担当教員の役割、各校の不登校の発生状況に応じた取組計画を確認することができた。 ○訪問で得られた各配置校の取組状況をもとに、スキルアップ研修にて各学校の課題を踏まえた研修内容を実施することができた。 ●各学校の取組が推進されるよう自校の成果と課題を正確に把握できるようにする必要がある。 ●取組状況に課題のある学校、取組の推進に向けて支援要請がある学校への支援訪問を実施し、適切な助言を行う必要がある。 ●モデル校区の学校間において連携体制が構築されるよう、推進する必要がある。	・「校内サポートルーム」を配置した中学校区の小学校へ個別最適な支援担当教員を配置することで校区内の連携を強化し、支援が必要な児童生徒の状況に応じた個別最適な支援が小学校から中学校へ円滑につながるための効果的なモデルの在り方について実践研究を行う。 ・個別最適な支援担当教員の配置(11校) ・評価訪問(年間2回)と「不登校対策チーム」の定期的な訪問による支援と助言 ・スキルアップ研修の実施(2回) ・校内研修の実施 ・校務支援システムやきもちメーターを活用した早期の情報共有(随時) ・生徒指導主事会等でのモデルとなる取組の周知 ・SCやSSWの校内支援会への確実な参加 ・不登校担当教員(者)を中心とした校内支援会の運営と専門的なアセスメントに基づく組織対応の実施	○モデル校区の小・中学校において、不登校支援に関する取組が強化され、個別最適な支援が小学校から中学校へ円滑につながり、支援が必要な児童生徒の状況に応じた支援が継続して実施されている。 ・モデル校で前年度不登校だった児童生徒のうち、欠席日数が減少した人数が前年度より増加した学校の割合:50%(R6.3月集計) ・モデル校において、90日以上欠席している不登校児童のうち、学校内外の関係機関等の相談や支援を受けている児童の割合:100%(R6.3月集計)
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 不登校に対する未然防止・初期対応・自立支援を組織的に推進することで、全ての児童生徒に対する教育機会を保障するため。				

2-② 教育内容の創造

【取組の指針】
 人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題にかかる教育内容、子どもが自らの進路を切り拓くための教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-2	人権教育推進事業 ・人権教育主任連絡協議会等 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。	◇一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通じた人権教育を推進する。 そのために、人権教育主任の人権教育及び個別の人権課題への理解を深めるとともに、人権教育主任が管理職と連携し、校内で組織的・計画的に人権教育を取り組むためのマネジメント力の向上を図る(内容) ・学校教育指導資料「Let's feelじんけん」を活用し、児童生徒の育てたい資質・能力(3側面)や、教科等における人権学習等についての確認を行う。 ・PDCAサイクルを用いた校内の取組等についての協議、個別の人権課題についての研修等を行い、人権教育主任の知的理解や人権教育の取組の推進を図る ◆人権教育主任連絡協議会(5月、6月) ・高・特は1会場で、小・中は県内4地区に分かれて実施した。人権教育主任の経験年数を考慮した研修や研究指定校の実践報告を基に、高・特は校種別に、小・中は中学校区ごとに分かれて協議を行った。各校における組織的・計画的な人権教育の推進、教科等と人権教育を関連づけた授業研究の実施及び中学校区における連携、人権教育主任の役割について理解を図った。 ◆人権教育主任研修(11月～R6年1月) ・次年度の人権教育主任の取組につなげるためのマネジメント研修と共に、「女性の人権」について理解を深めるためのオンデマンド研修を実施した(11月30日～1月9日)。	○人権教育主任連絡協議会のアンケートの結果から、自身の役割を理解し、組織的な取組の推進を図ろうとする人権教育主任の意識や姿勢を読み取ることができた。(環境・学習・感覚) ○同じくアンケート結果から、協議について肯定的な評価が多く見られた。特に小・中では所管説明での課題提起とも関連付けて、日常的な小中連携や小中連携のきっかけとすることができた。(環境・学習・感覚) ・協議での新しい気づきや発見があった 高・特:68%、小・中:63%(強肯定) ●アンケートにおいて、教科等における人権学習について課題と感じる感想が多くあった。教科等と人権課題との関連や、教育活動における人権教育の視点について、理解を深められるよう、所管説明や協議の内容の充実を図る必要がある。(環境・学習・感覚) ●専門性のある講師を招聘し、人権教育の必要性や人権課題に関する知識理解を深めていく必要がある。(環境・学習・感覚) ○児童生徒の人権意識の向上が見られる。※()はR4の数値 ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う 小6:77.7%(52.6%)、中3:70.8%(45.1%) ・地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある 高3:64.0%(59.8%)	・人権教育主任連絡協議会において、教科等と人権教育の関連を説明し、教科等の取組と重ねた校内研修や授業研究の実施を働きかける。また、講師を招聘し人権教育の現状と課題等の講話を行う。併せて、校種に応じた実践例の情報提供や協議等を行う。 ・人権教育主任研修(オンライン)において、子どもの人権に関する研修事例の紹介もを行い、個別の人権課題についての校内研修及び授業研究を実施するよう働きかけを行う。	人権が尊重された学校づくりに向けて組織的な取組が推進され、児童生徒の人権意識が向上している。 ・人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルによる取組・評価を行っている学校の割合 小:100%、中:95%以上、高:95%以上(R6.3月集計) ・地域や社会をよくするために何かしたいと思う、または何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合 小・中・高:70%以上

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
28	防災教育推進事業 (学校安全対策課)	◇安全教育研修会の開催や高知県学校安全総合支援事業(災害安全)のモデル地域及び拠点校の取組の普及等を通して、子どもたちに安全に関する資質・能力を身に付けさせる防災教育を推進する。 ・安全教育研修会(学校全体) ・オンデマンド形式(7/20～8/31) ◆455名参加(幼保40、小199、中117、高67、特支23、義務5、私学1、その他3) ・学校安全総合支援事業(災害安全) ・モデル地域・拠点校(5市6拠点校)における取組の実施、普及 ◇「高知県高校生津波サミット」の取組を通して、県内高校生の主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。 ・第1回学習会(6月) ◆11校生徒32名、教職員12名、合計44名が参加 ・第2回学習会(8月) ◆9校生徒32名、教職員9名、合計41名が参加 ◆「世界津波の日」高校生サミットへの参加(10月) ◆今年度は実施されなかった ・高知県高校生津波サミット(11月) ◆県内42校 生徒88名、教職員49名、関係者4名、合計141名が参加 ※上記事業の取組を通して、児童生徒が自分や他人(子ども、女性、高齢者、障害者等)の命を守る意識醸成や災害時における人権課題(要配慮者への支援等)の認識を持てるようになる。	○安全教育研修会では石巻市立門脇小学校で勤務された相沢進氏の講話をオンデマンドで配信した。震災当時の学校の対応や震災後の防災学習の取組の講話から自他の生命尊重や地域防災への貢献に関する資質・能力を育成する安全教育について学ぶことができた。 ○高知県学校安全総合支援事業(災害安全)の拠点校において、自他の生命尊重や地域防災に貢献する資質・能力を育成する防災教育の指導実践を進め、その成果を研究発表会や実践報告書で発信することができた。 ○「高知県高校生津波サミット」の取組においては、 ・第1、2回学習会では、実践校の高校生が、被害想定や地域防災活動の講話、フィールドワーク等から、自らの命を守ることの大切さ、互いに助け合うことの重要性を学び、地域防災に貢献しようとする共助※について学ぶことができた。 ※避難所での要配慮者(子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人)への支援、地域防災訓練への若者の参加等 ・高知県高校生津波サミットでは、東日本大震災で被災された雁部那由多さんの講演や、実践校の取組発表を聞き、グループワーク等で他校の生徒と交流を行った。雁部さんの講演では災害後の人権侵害の例やいじめの問題などにも触れ、災害時の人権問題について考えることができた。 ●安全教育研修会では、災害発生時の教職員の対応(安全管理)や子ども自身が自らの命を守るような安全教育について教職員が学習することが目的であるため、災害時の人権については間接的に学ぶこととなる。 ●「高知県高校生津波サミット」については、「地震・津波」が全面にでるため、風水害や土砂災害についても総合的に学ぶ必要があり、災害時にはどの地域でも避難所運営等で人権問題が関わってくることを盛り込む必要がある。	◇安全教育研修会の開催や高知県学校安全総合支援事業(災害安全)のモデル地域及び拠点校の取組の普及等を通して、子どもたちが安全に関する資質・能力を身に付ける防災教育を推進する。 ・安全教育研修会(学校全体) ・オンデマンド形式(7/19～8/30) ・高知県学校安全総合支援事業(災害安全) ・モデル地域・拠点校(4市5拠点校)における取組の実施、普及 ◇「高知県高校生防災サミット」の取組を通して、南海トラフ地震をはじめとする全ての自然災害に備えるため、実践校(実践委員)の主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。 ・「高知県高校生津波サミット」学習会(6月、8月)、被災地訪問(8月兵庫県)、世界津波サミット参加(10月熊本県)、防災士資格取得支援、サミット開催(11月)、実践校の自校での防災活動の支援 ※上記事業の取組を通して、児童生徒が自分や他人(子ども、女性、高齢者、障害者等)の命を守る意識醸成や災害時における人権課題(要配慮者への支援等)の認識を持てるようになる。	発達段階に応じて設定した、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能を身につけ、それを確認できる授業や訓練が実施されている学校の割合100%(小・中・高・特)
29	キャリア教育・就労支援推進事業 (特別支援教育課)	◇「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録企業の増加へ向けた制度の周知及び、登録企業の訪問を実施するなどし、職場見学や技能検定への協力等を促進する。 ◇技能検定を継続して実施し、企業見学会等で障害者の理解啓発を推進する。幅多大会(7月実施予定)、高知大会(8月実施予定) ◇企業の専門家等をキャリア教育スーパーバイザーとして各特別支援学校に派遣し、就労等に向けた教育課程及び指導の充実・改善に向け助言。 ◇就職アドバイザー2名を雇用し、一般企業等を訪問、現場実習先や就労先の拡大に向けて、各特別支援学校の取組を支援。 ◆県立知的障害特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労)[令和4年度末卒業生]:38.0% ◆国公立知的障害特別支援学校就職希望者の就職率:[令和4年度末卒業生]100%	○技能検定を高知大会(8月)幅多大会(7月)に実施し、併せて企業見学会を実施した。企業や事業者へ特別支援学校や生徒を実際に見てもらいたい、特別支援学校の取組についても周知することができた。 ○キャリア教育スーパーバイザーとして高知ビルメンテナンス協会の方を派遣し、清掃に関する作業について指導を行い、指導の充実、改善につながった。 ○就職アドバイザー2名が企業等を訪問し、生徒のニーズに応じた現場実習先や就労先を開拓することができた。 ●生徒の多様な就労のニーズに対応するため、就職アドバイザー等と連携し、企業、事業者等に障害者の就労についての理解を図り、実習先や就労先を拡大する必要がある。	・卒業後の余暇活動につながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させる。 ・就職アドバイザー、企業団体、労働局等と連携し、「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録企業の新規開拓を図る。 ・特別支援学校技能検定を高知大会、幅多大会の2会場で実施し、企業見学会等で障害者の理解啓発を推進する。 ・企業等の専門家を各特別支援学校に派遣し、職業教育の充実を図る。 ・就職アドバイザーを2名雇用し、一般企業等を訪問、現場実習先や就労先の拡大に取り組むことで、各特別支援学校の取組を支援する。	○特別支援学校児童生徒の一人一人の実態や進路希望に応じたキャリア教育や進路指導が実施されている。 ・県立知的障害特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労):全国平均以上 ・国公立知的障害特別支援学校就職希望者の就職率:100%

2 小学校以降の学校教育の取組

令和5年度 3月末

2-③ 教職員研修の充実

【取組の指針】

人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題についての教職員の認識を深めるとともに、自己の人権感覚や指導力を高めるための研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-3	<p>人権教育推進事業 ・人権学習学校支援事業 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。</p>	<p>◇各学校が行う校内研修や、市町村教育委員会が主催する集合研修において、指導主事を派遣し、個別の人権課題等の講習を実施する。また、研究授業や教材開発の指導支援を行う。</p> <p>◆講師派遣 ・研修への講師派遣について、市町村教育委員会や県立学校への通知と希望受付(～5月) ・研修への講師派遣(小10、中1、高4、特3、小中3、市町村研修会2、計20件実施)(12月末現在)</p> <p>◆いじめ、虐待、不登校、ネット問題に関する校内研修用データを「高知家まなびばこ」に掲載し、活用を促した。</p>	<p>○個別の人権課題についての校内研修を実施することにより、教員の知的理解が図られている。</p> <p>○授業研究の助言や授業実践例の紹介等の依頼が徐々に増加しており、教員の理解を深めると共に、授業研究の充実や授業実践に繋がっている。</p> <p>●研修において、人権教育指導資料[実践・指導事例集]の周知を行い、人権学習の教材づくりや授業研究等につなげ、人権学習の充実をより図っていく必要がある。</p>	<p>令和6年度の取組</p> <p>・校内研修支援では、人権や人権課題に関する授業研究の助言への講師派遣を積極的に行う。</p> <p>・人権教育研修の在り方を広めるよう地域に偏りなく、計画的に研修支援をする。併せて、研修支援における人権課題の重点テーマを決めるとともに、派遣支援の実績がない学校の支援を優先的に行う。</p>	<p>目指すべき姿(到達目標)</p> <p>県民に身近な人権課題等に関する校内研修を実施することにより、教職員の認識が深まり、校内研修の内容を生かした授業研究や教材開発の充実が図られている。</p> <p>・講師派遣を行った学校のうち、校内研修の内容を基に授業研究や授業実践を行った学校の割合 50%以上(R6.2月集計)</p> <p>・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高:80%以上(R6.3月集計)</p>
31	<p>管理職等育成プログラム (教育センター)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 自校の人権教育推進上の課題を把握し、自校の教育活動に生かす。</p>	<p>◇人権尊重の社会実現のための学校教育の役割を再確認するとともに、管理職として自校の人権教育推進上の課題の改善に向けて、マネジメント力や人権感覚の向上を図る。</p> <p>◆新任用教頭研修5 【ライブ配信研修予定】 「人権教育(人権が大切にされる学校づくりに向けて)」 「各年代のヤングケアラーに学校ができること」 ・実施日:10月6日 ・受講者:新任用教頭34名 任用2年次主幹教諭6名 【オンデマンド研修】 「不登校への総合的な対応」 ・配信期間:6月～9月末</p>	<p>○人権が大切にされる学校づくりに向けて、教頭自らが人権意識を高めるとともに、人権教育を推進するにあたって、自校のどの部分に、どのような手を打つべきか、考える機会となった。特に児童生徒の人権感覚を高めるために、まずは教職員の人権感覚を育成しようとする意欲が見られた。</p> <p>受講後アンケート「職務を遂行するうえで役立つ内容であった」の評価平均は3.9であり、十分満足できる結果となった。</p> <p>●人権教育に関する諸問題は、社会の変化とともに変わるため、受講者が自校の課題解決に向け、取組を推進できるよう、最新の情報等を提供する。</p> <p>●研修の中のグループ協議において、人権教育に対する取組のヒントが得られるようにする。</p>	<p>令和6年度の取組</p> <p>・本研修での学びにより各校における人権教育の取組がさらに推進されるよう、人権教育・児童生徒課等と連携し、研修内容の充実を図る。また、「生徒指導提要の改訂」、「子ども基本法施行」、「児童の権利に関する条約」、「LGBTQ+」など、人権教育に関わる今日的な内容を取りあげるなど、最新の情報を提供するとともに、オンデマンド研修からすべてをオンライン研修に切り替える。</p>	<p>目指すべき姿(到達目標)</p> <p>・管理職として、自己の人権感覚や指導力が高まり、子どもを取り巻く様々な課題に対して組織的かつ計画的に取り組む姿勢をもつ。</p> <p>・年度末評価アンケート「研修の影響度及び活用度」の評価平均(4件法)3.3以上(R3:影響度3.4、活用度3.2)</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
32	若年教員育成プログラム (教育センター)	◇人権が尊重された学級経営や生徒指導、学習指導の充実を図るため、不登校問題を軸に据えた人権教育の基本を学ぶ研修を実施し、若年教員の基礎的・基本的な人権感覚を養う。	○「人権教育」における受講者アンケート「人権感覚の向上や人権教育の推進につながったか」による評価平均(4件法) ・3.8(3以上の肯定的評価100%) ○「不登校と生徒指導」における受講者アンケート「人権感覚が高まり、今後の教育活動にいかせる内容でしたか」による評価平均(4件法) ・3.9(3以上の肯定的評価99%) ○いずれの研修も肯定的評価が高く、児童生徒との関わり方や人権を尊重したコミュニケーションの在り方の基礎・基本を理解するとともに人権感覚や指導力の向上につながる研修であったことが窺える。 ●研修での学びが配置校における実践につながるよう、研修やOJTの充実に向けた取組を継続していく必要がある。	・若年教員研修の初任者研修において、「人権教育」及び「不登校と生徒指導」の講義を設定し、11の人権課題についての基本的な理解を図る。 ・集合研修では演習を行い、理論と実践が結び付いた研修を実施する。 ・初任者研修における配置校研修の内容として「児童生徒理解」を必須研修として位置づけ、OJTとの関連を図る。	・子どもと積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができるとともに、子どもの自己肯定感を高め、相互に認め合い高め合える集団づくりに取り組んでいる。 ・3年経験者自己評価票(学級・HR経営力①②)学校長評価平均値3.0以上
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)	◆初任者研修 【オンデマンド研修】 「生徒指導上の課題への対応Ⅰ～人権教育～」 ・実施日:7月～8月 ・受講者:162名 【集合研修】 「生徒指導上の課題への対応Ⅱ～不登校と生徒指導～」 ・実施日:11月9日 ・受講者:162名			
	○位置付けの理由 教員として必要な人権感覚を身に付けるとともに、子どもが自らや他者を大切に、認め合える学級経営の実現を目指す。				
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
33	中堅教諭等資質向上研修 (教育センター)	◇人権尊重の理念に根ざし、配慮を要する児童生徒理解を図るとともに、全ての児童生徒にとって安全で安心な学級・ホームルーム経営の充実につながる講義・演習を実施することで、中堅期の教員として求められる人権感覚の向上を目指す。	○受講者アンケート「人権感覚の向上や人権教育の推進につながる内容でしたか」による評価平均(4件法) ・「人権教育セミナー」、「人権教育実践スキルアップ講座」:ともに3.8 ・「共通課題研修Ⅱ」では、「児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することの大切さを理解することができた。」、「中堅教諭等として役に立つ内容でしたか。」:ともに3.7 以上、いずれの研修も高評価で、人権が尊重される学校・学級の充実のためには、配慮を要する児童生徒理解や児童生徒の状態に応じた適切な学級・ホームルーム経営が必要であることや、その取組の前提として教職員集団の人権感覚の向上がポイントとなることが再認識されたと考える。 ●学校内で核となる、中堅期に求められる人権感覚の向上や人権教育の推進につながるような研修の工夫が必要である。	中堅期に求められる資質・能力の向上を図り、今日的な課題解決につながる実践的指導力の育成を図る研修を実施する。研修にあたっては、講師と事前の打ち合わせを行い、方向性を共有した上で、人権感覚の向上を図るようにする。 ◆実施予定研修 ・共通課題研修Ⅱ 「学級・ホームルーム経営」 ・選択研修	・受講者アンケート「人権感覚の向上や人権教育の推進につながる内容でしたか」の項目について、評価平均3.5以上(4件法)
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)	◆共通課題研修Ⅱ 【ライブ配信研修】 「学級・ホームルーム経営」 ・実施日:6月2日 ・受講者:112名 ◆選択研修 ・人権教育・学級経営・特別支援教育等に関する知識理解を深めるとともに、9年間の教育実践を振り返り明らかになった自己課題等解決に向けて主体的に研修を行う。 「人権教育セミナー」 ・実施日:Ⅰ期①②7月26日(延べ89名) Ⅱ期③④8月22日(延べ130名) Ⅲ期⑤⑥10月28日(延べ42名) 「人権教育実践スキルアップ講座」 ・実施日:8月24日 ・受講者:10名			
	○位置付けの理由 人権教育推進につながる資質や人権感覚の向上を目指す。				

2-④ 組織的・継続的な取組とその点検・評価

【取組の指針】

教職員が一体となって人権教育に取り組むための推進体制を確立し、PDCAサイクルに基づいた点検・評価を定期的に行い、地域学校協働本部等の活動などを通して地域との連携・協働を推進する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
34	<p>生徒指導主事会(担当者会) (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 県内すべての生徒指導担当者、生徒指導主事対象に、問題行動等の未然防止の取組に重点をおいた開発的・予防的な生徒指導の推進等についての研修の実施。</p>	<p>◇生徒指導上の諸課題等の未然防止を図るため、子どもの発達や成長を支える視点に立った発達支持的生徒指導等の常態的・先行的(プロアクティブ)生徒指導や、課題の早期発見対応を含む課題対応的な即応的・継続的(リアクティブ)生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。</p> <p>◆生徒指導主事会(担当者会)(5月)を小学校で2回、中学校で1回、高等学校・特別支援学校で1回、集合研修で実施し、各学校の生徒指導主事(担当者)に発達支持的生徒指導、課題解決的生徒指導でのPDCAサイクルでの検証・改善に焦点をあてた協議を行い、数値指標を定め、それに基づく点検の重要性について確認した。また、それぞれの学校の日常的な取組や方法を検討し、自校で提案、実践することを依頼した。10月開催の小・中・義の地区別生徒指導を4回、高知夢学校の地区別の生徒指導主事会を1回、それぞれオンラインで実施し、校則の在り方等、これからの生徒指導の在り方について協議を行い、全ての子どもに対して、基盤となる「積極的な生徒指導」を教職員全員でやっていくことの重要性を確認した。</p>	<p>○集合研修時(5月)に、所管説明及び講話により、子どもの成長を支える発達支持的生徒指導の重要性について理解を促し、「高知夢いっぱいプロジェクト推進事業」指定校による実践発表をもととして、発達支持的生徒指導の学校現場での発達支持的生徒指導の具現化について協議した。</p> <p>○子どもの意識調査をどもの声と捉え、その意識調査をもととしたPDCAを組織で回すことの重要性や、そうすることで子どもにとっても魅力的な学校へ近づいていくことを周知した。</p> <p>○ヤングケアラーの概念や不登校担当教員(者)との連携の重要性を周知することができた。</p> <p>○オンライン研修時(10月)に、中学校区ごとに小中連携の視点で協議を行い、小6から中1の移行期の段差が少なくなるよう、環境面の整備等計画案を話し合うことができた。</p> <p>○オンライン開催や集合研修で、協議により互いの良さを知り、各校の実践に生かす機会を設けることができた。</p> <p>●オンライン開催の場合、所管説明が長いと聞く側の集中がなかなか持たないところがある。</p> <p>●働き方改革の一環及び予算の関係で、オンライン研修を取り入れたが、やはりグループ協議はお互いの顔を見ながら資料等を示しつつ話したいという思いがある参加者がおり、今後はオンラインで行うが中学校区に小学校の担当者も集まってそこから一緒にオンライン研修を受けるなど工夫が必要となってくる。</p>	<p>・生徒指導主事会(担当者会)(小・中・義・高・特)と高等学校・特別支援学校を集合研修で実施(5月)</p> <p>・高知県地区別生徒指導主事・担当者会(小・中・義・高)と高知県地区別高等学校生徒指導主事会を地区別(4地区)オンライン研修で実施(10月)</p> <p>・5月の生徒指導主事・担当者会では、発達支持的生徒指導(開発的な生徒指導)の理解を深めると共に、研究推進校の実践発表を通して具体的な実践方法について共通認識を図る。</p> <p>・「いじめ予防等プログラム」、「追補版」、「情報モラル教育実践ハンドブック」の活用を徹底</p> <p>・10月の地区別生徒指導担当者・生徒指導主事会では、各中学校区の担当者での話合いの時間を確保し、よりよい小中連携・小中連携の在り方について共通認識を図る。</p> <p>・不登校担当者を中心とした支援体制の確立を図る。</p> <p>・SC、SSWの校内支援会への確実な参加を徹底する。</p>	<p>○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。</p> <p>①児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置づけて組織的に実施している学校の割合：小中高100%(R6.3月集計)</p> <p>②問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小中高55%以上(R6.3月集計)</p> <p>③生徒指導の改善につなげるために、PDCAサイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小中高35%以上(R6.3月集計)</p>

3 社会教育の取組

令和5年度 3月末

3-① 家庭教育における人権教育・啓発の推進

【取組の指針】

研修や体験活動、交流活動等様々な機会を通して、保護者が人権感覚を高めるための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-4	<p>人権教育推進事業 PTA人権教育研修への支援 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 PTAが人権尊重の理念 や人権課題に関する知識 や人権感覚を向上する環 境をつくるため。</p>	<p>◇PTA人権教育研修への支援 PTA会員等が、喫緊の人権課題や社会の変化 に伴う新たな人権課題に対する理解と認識を深 めることをめざし、PTAが実施する人権教育研 修会等を支援することで、地域ぐるみで子ども を見守る体制づくりにつなげる。</p> <p>◆講師派遣 ・研修への講師派遣について、市町村教育委員 会や県立学校への通知と希望受付(~6月) ・R6年1月以降、講師派遣の予定</p>	<p>○PTA人権教育研修会講師として4校支援(子ども1、 性的指向・性自認3) ○子どもの人権に関する研修において、虐待について 理解を促すことができた。 ○専門学校研修1校(人権全般・インターネット及びSNS 係の問題)</p> <p>●PTA研修の支援依頼件数が減少</p>	<p>令和6年度の取組</p> <p>・人権教育主任連絡協議会等でPTA 人権教育研修の実施を働きかけると ともに、研修の実施及び充実につ いて支援を行う。 ・他課(生涯学習課)と連携をしながら PTA研修実施の促進を図る。</p>	<p>各学校やPTA等において、人権 尊重の理念や個別の人権課題 に関する研修を実施することで、 大人の人権感覚が高まってい る。</p> <p>・PTA人権教育研修を実施して いる学校の割合:前年度よりも 増加(R6.3月集計)</p>

3-② ライフステージに応じた学習機会の提供・充実

【取組の指針】

地域やPTAの活動と連携し、住民のニーズに応じた人権に関する学習の機会や、若者の修学や就労に向けた取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-5	<p>人権教育推進事業 高知縣市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。</p>	<p>◇高知県人権施策基本方針―第2次改定版―の基本理念に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進するため、他県の実践報告や県と市町村の情報交流などを通じ、人権施策の実施などにおいて連携を図るとともに、市町村の取組を発展させる。</p> <p>◆第1回 東部:5/11 中部・高知:5/15 西部:5/24 ・人権・男女共同参画課、県教委、人権啓発センターの主な事業施策について、説明する時間を確保し、県の施策を周知した。また、市町村の実践発表を行い、人権が尊重される社会づくりに向けた人権啓発の取組を協議するとともに、今年度の市町村の取組の交流を図った。 参加:32市町村67名 東部:12市町村26名、中部・高知:15市町村28名、西部:5市町村13名</p> <p>◆第2回(令和6年1月30日予定)</p>	<p>○県の事業施策の説明時間を十分に確保することで、県と市町村の情報交流を深めることができた。 ○各市町村部署における事業や取組について、共通の様式を基に交流し、各事業がブラッシュアップできるよう協議を行うことができた。 ・第1回参加者アンケート 「新しい発見や気づき、今後の仕事に活かせることがあったか」肯定的回答:95%</p> <p>○近年、参加できていなかった市町村が参加し、併せて次年度の実践報告に繋げることができた。</p> <p>●個別の人権課題についての知識理解を深める時間を確保できなかった。</p>	<p>令和6年度の取組</p> <p>・市町村において、各地域の現状に応じ、県民に身近な人権課題に関する研修等の企画・運営の充実を図れるよう、各研修会で働きかける。</p>	<p>目指すべき姿(到達目標)</p> <p>・市町村の担当者が、人権教育・啓発の事業や取組について企画・運営し、取組の充実を図っている。</p> <p>・人権尊重の理念や個別の人権課題についての知識や人権感覚を醸成する研修を企画・運営することができた市町村の割合80%以上(R6.2月集計)</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
42	若者の学びなおしと自立支援事業 (生涯学習課)	◇中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進学や就職に支援を必要とする若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方などに対して、「若者サポートステーション」を核とした修学や就労に向け支援を行うことで、社会的自立を促進する。 ◆若者サポートステーションによる支援 ・R5年度支援実績(3月末実績) 新規登録者数:285名 利用登録者数:506名 進路決定者数:212名 ◆支援体制の周知 ・地区別連絡会・高等学校担当者会6地区実施147名(5~6月) ・県立高等学校への「はばたけネット」の説明(県立学校訪問:8月、県立学校長会:9月) ◆多様な支援対象者の状況に応じた支援の充実 ・「就職氷河期世代支援に携わる支援者研修会-若者はばたけプログラムを活用して-」研修会の実施 講座Ⅰ(7月21日):参加者25名 講座Ⅱ(8月31日):参加者30名 講座Ⅲ(10月6日):参加者29名 ◆中学校卒業時進路未定者の進路及び支援状況の確認 市町村教育委員会(9月):12市町村28名 私立学校(11月):1市2名	○進路決定者は昨年度と比較すると修学、就職ともに増加した。また、学習支援についても延べ100名ほど増加(延べ661名:3月末実績)した。 ○地区別連絡会・高等学校担当者会では、学校や福祉機関などの支援関係者がそれぞれの取組状況や支援対象者に関わる際の課題等を共有するなど連携体制づくりが強化された。 ●地区別連絡会・高等学校担当者会では、支援対象者を一人でも多く支援機関につなぐことができるよう、私立学校も含め、より一層学校からの参加を呼びかける必要がある。	◇概ね15~49歳を対象に、中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進路や就職に支援を必要とする若者や就職氷河期世代のうち長期間無業であった方に対して、修学や就労に向けた支援を行う。 ◆若者サポートステーションによる支援 ◆支援体制の周知 ◆多様な支援対象者の状況に応じた支援の充実 ◆中学校卒業時進路未定者の進路及び支援状況の確認	○社会的自立に困難を抱えている支援対象者を一人でも多く支援機関につなぐことにより、修学・就労などによる社会的な自立が実現している。 ・若者サポートステーション利用者の進路決定率(単年度)40%以上

3 社会教育の取組

令和5年度 3月末

3-③ 指導者等の養成

【取組の指針】
市町村における社会教育担当者の企画・運営力が高まる研修や、市町村間のネットワークの充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-6	<p>人権教育推進事業 ・社会教育主事等研修 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。</p>	<p>◇外部講師による事例研修を中心に、専門的知識の向上及び研修会等の企画・立案に向けたファシリテーション技術の習得により、担当職員の資質向上を図る。</p> <p>◆開催:8/24 ・研修1:講演・演習「子どもの人権とヤングケアラーについて」 講師:高知県子ども福祉政策部 子ども家庭課 ヤングケアラーコーディネーター 門田 美由希 さん 主幹 大石 一心 さん 高知家の女性しごと応援室 秋本 恵 さん ・研修2:グループ演習:「参加型研修」 (「ヤングケアラー」についての演習)</p> <p>参加:24市町村及び関係部署 42名</p>	<p>○生涯学習課と合同で開催。講話では、ヤングケアラーについて体験を含めた実態や支援について話をいただき、子どもの人権についての理解を深めるとともに、人権感覚を磨き続けることの重要性等を再認識することができた。</p> <p>・参加者アンケート 「講演は新しい発見や気づきがあったか」強肯定:76.3% ○演習では、事例をもとにグループで協議を行い、ヤングケアラーの実態や各市町村における支援の状況や可能性について、主体的に学び合える研修となった。</p> <p>・参加者アンケート 「演習は今後、自身の業務に活かせることがあったか」強肯定:71.0%</p> <p>●参加者数は横ばいであり、参加者が増えるよう研修内容や研修形態を工夫するとともに、社会教育主事等への参加をより促したい。</p>	<p>令和6年度の取組</p> <p>・人権尊重のまちづくりを推進するため、市町村担当者・社会教育主事等の人権課題に対しての専門的知識の向上や人権感覚の醸成及び研修会等の企画・運営力の向上を図る。</p> <p>・昨年度の参加者による研修希望テーマの中から本年度は「災害と人権」をテーマとし、研修を実施する</p>	<p>目指すべき姿(到達目標)</p> <p>・市町村の人権教育・啓発及び社会教育担当者等が、人権尊重のまちづくりを推進するために、専門的知識を身に付けるとともに、研修会等の企画・立案に向けたファシリテーション技術の習得により、担当者の資質向上を図る。</p> <p>・「研修は新しい発見や気づきがあった」「自身の業務に活かせることがあった」50%以上(強肯定)</p>

4 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

【取組の指針】

就学前教育、学校教育、社会教育が連携し、ともに子どもを育成するという視点に立ち、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を推進する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
50	<p>高等学校における特別支援教育の推進 (特別支援教育課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 障害等の有無に関わらずすべての生徒が地域社会の中で円滑に学びつつ、卒業後に社会的・職業的に自立することを保障するための事業</p>	<p>◇発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身に付けることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。</p> <p>◆センター校(高知北高等学校)を中心に高等学校における通級による指導の充実に向けた取組を推進</p> <p>・通級による指導担当教員間の協議の実施(5月、11月実施 2月予定)</p> <p>・通級による指導実施校を対象に、遠隔通信による教職大学院教授の相談室を設置</p> <p>・公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会の実施(7月)</p> <p>◆高等学校における通級による指導啓発のためのリーフレットを、校内の教育相談等で保護者に説明できるよう各校に配付</p>	<p>○高等学校の特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会において、校内支援体制整備を推進する役割の周知や通級による指導について理解啓発を図り、学校全体の取組の充実につながった。</p> <p>○通級による指導の啓発リーフレットを活用し、保護者に対して通級による指導の理解を進めることができた。</p> <p>●支援の必要な生徒の実態把握や校内支援体制整備のさらなる推進が必要である。</p> <p>●通級による指導実施校の専門性を生かし、すべての高等学校の取組を支援する必要がある。</p> <p>●担当教員の専門性の向上につながるよう、遠隔通信による教職大学院教授へのオンライン相談室の活用を促す必要がある。</p> <p>【令和5年度第3期高知県教育振興基本計画に関する取組(特別支援教育)の状況調査】 ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数他に特別支援教育に関する取組を記載している高等学校 83.7% ・個別の教育支援計画の作成を必要とする生徒のうち、作成している生徒 35.5%</p>	<p>令和6年度の取組</p> <p>・高等学校の特別支援教育学校コーディネーターに対する研修を実施し、校内支援体制整備の充実を図る。</p> <p>・通級による指導担当教員連絡協議会を実施し、高等学校における通級による指導の充実に向けた研究や取組を推進する。</p> <p>・「Google Classroom」による、教職大学院教授への相談室を開設する。</p> <p>・高等学校課の学校支援班の教科訪問に同行し、特別支援教育の視点での助言を行う。</p> <p>・通級担当教員の巡回相談による「高等学校における拠点校サポーター訪問」を実施し、校内支援体制及び特別支援教育コーディネーターの専門性の充実を図る。</p>	<p>目指すべき姿(到達目標)</p> <p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導支援の実施モデルが確立され、各学校の特色を活かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <p>・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数他に特別支援教育に関する取組を記載している高等学校 100%</p> <p>・通常の学級に在籍する生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる生徒について、個別の教育支援計画を作成している高等学校 100%</p>